

CREI

Discussion Paper Series

社会理論から見た「排除」
——フランスにおける議論を中心に——

大阪市立大学大学院経済学研究科 教授
中村 健吾

2006年12月5日

Discussion Paper No. 2

Center for Research on Economic Inequality (CREI)
Graduate School of Economics
Osaka City University

3-3-138 Sugimoto, Sumiyoshi-ku,
Osaka 558-8585, Japan

<http://www.econ.osaka-cu.ac.jp/CREI/index.html>

CREI Discussion Paper Series

社会理論から見た「排除」
——フランスにおける議論を中心に——

大阪市立大学大学院経済学研究科 教授

中村 健吾

2006年12月5日

Discussion Paper No. 2

経済格差研究センター(CREI)は、大阪市立大学経済学研究科重点研究プロジェクト「経済格差と経済学—異端・都市下層・アジアの視点から—」(2006~2010年)の推進のため、研究科内に設置された研究ユニットである。

社会理論から見た「排除」

——フランスにおける議論を中心に——

大阪市立大学大学院経済学研究科 教授

中村 健吾

「排除 exclusion」はフランス生まれの観念であるが、それはいまではEU（欧州連合）による加盟国間の政策調整における主要な分野のひとつとなり、欧州全体に波及しただけでなく、国際労働機関（ILO）や国連開発計画（UNDP）などの国際機関がこれを採用するにおよんで、グローバルな通用力をも獲得するにいたっている。しかし、「排除」の観念に対してフランスの社会学者たちが提示した留保や批判の内容は、あまり知られていない。本稿は、主としてフランスでの「排除」をめぐる論争を整理することで、「排除」アプローチの意義と限界を見定めるための試論である。

はじめに

社会問題にかかわる言葉には、どうしても流行り廃りがつきまとう。

2006年にフランスの学生たちが「初期雇用契約（CPE）」に反対する全国的な運動をくり広げたとき、同国の新聞やテレビで毎日のように使われた言葉は「不安定さ *précarité*」であった。この場合の「不安定さ」とは、主として雇用における不安定さのことを意味している。つまり、もしかりにCPEが施行されたならば、今日の学生たちは高校や大学を卒業したあと、彼／彼女らの親たちが享受しえたような安定した終身雇用を確保する保証を得られなくなるというわけである。

だからといって、この「不安定さ」という言葉が社会問題においてなにか質的に新しい側面を浮き彫りにしているかということ、必ずしもそうとはいえない。後述するように、雇用の不安定さであれ、生活文化の不安定さであれ、あるいは貧困とかかわる不安定さであれ¹、フランスにおける社会問題の専門家たちは、「排除」をめぐる論争がフランス社会を

¹ パリ第10大学教授のパトリック・シニョラーニによれば、「不安定さ *précarité*」という言葉は、第2次世界大戦後のフランスの社会問題をめぐる議論において、主に3つの異なる語義をとまなつつ用いられてきたという（Cingolani 2006）。すなわち、第1の意味は雇用にかかわる不安定さであり、それはパートタイム、有期限雇用契約、あるいは労働行政によって提供される研修などの不安定な雇用形態の出現と結びついていた。第2に、特定の集団の生活文化やアイデンティティにかかわる「不安定さ」が挙げられる。それはとくに大都市郊外に住む失業中の（もしくは未就職の）若者たちの日常的な行動パターンや文化のことを指していた。そして第3の語義は、本文中でのちに紹介するウレザンスキ報告（1987年）による定義に典型例が見いだされるものであり、貧困へと結びついていく多次元的な剥奪の過程を意味している。

席卷する以前からすでにこの「不安定さ」という語を使用してきたからであり、議論の流れで見れば「不安定さ」から「排除」へとテーマが推移してきたとも言うことができるからである (d'Alondans 2003, p.39)。

実際、川野英二が都市郊外に住む若者の問題に関連して指摘しているように(川野 2006)、フランスにおいて社会問題がマスコミ等で取り上げられる際のキーワードは、同国の大統領選挙を分水嶺にしながら変遷してきた。川野によれば、「郊外」という語をふくむ日刊紙『ル・モンド』の記事を 1987 年から 2005 年まで検索してみると、そこで「排除」という言葉が最も頻繁に使われたのは 1995 年であり、それ以降、この言葉の使用頻度は落ちている。実際、「排除」という言葉は今日のフランスではもはや——マスコミのみならず社会科学の語彙においても——かつてのようには目にとまらなくなっている。

ところが、マスコミで取りあげられているかぎりでの「社会不安 *insécurité sociale*」や「不安定さ」といった観念は一時的な政治的流行をいう色合いを帯びているのに対し、「排除」をめぐる論争が提起した問題は、今日の欧州ではそれへの取り扱いがすでに制度化されている。すなわち、「排除」との闘いはフランスでは 1998 年の「反排除法」の制定によって体系化されるとともに、EU は加盟国の政府による貧困および「社会的排除」に対する取り組みを調整するための制度的な枠組みを設けた。そのことは、正と負の両面を有している。たしかに、「排除」という概念は一方では、「貧困」という概念だけでは割り切れない社会問題の諸相を浮き彫りにしたといえる。ところが他方では、この概念は EU による公式の政策課題へと昇華していく過程である限定をこうむるとともに、——イギリスにおいて顕著なように——社会科学的生産の現場では政府による研究補助金を獲得するためには不可欠のキーワードに成り果ててしまうこともある。

では、1990 年代にフランスだけでなく多くの EU 加盟国において注目を集めた「排除」という観念と、それをめぐる論争に関連してフランスの社会学者たちが提唱したいくつかの概念——「脱-加入」(R・カステル)や「降格」(S・ポーガム)——は、今日の社会状況においてはもはや有効性を失ってしまったのであろうか。言い換えれば、「排除」をめぐる議論のなかで摘出されていたような問題状況はフランスをはじめとする EU 加盟国においてはすでに克服されており、それにともない、この問題状況に応じて社会学者たちが案出したもろもろの概念もそのアクチュアリティを喪失してしまったのだろうか。

けっしてそうではない。

社会的剥奪がたどる「過程」への着目、問題が帯びている「多次元性」、そして社会的関係または「社会的紐帯」の弱体化といった、「排除」概念とそれをめぐる議論が提起した分析視角は、今日ますます重要になっていると筆者は思う。要するに重要なことは、一方では流行に惑わされずに「現実」を見いだし見据えることであり、他方では既成の概念と「目の前の現実」とのギャップをつねに視野のなかに入れようとするところである。

本稿は、「排除」概念の輪郭を提示するとともに、この概念に対してフランスの社会学者たちが提示した批判とオルタナティブなアプローチとを素描することで、「排除」概念の意義と限界を示すことを目的にしている。なお、第 3 章で紹介するように、「排除」の観念に対するフランスの社会学者たちの批判には相当に厳しいものがあるし、そうした批判は真剣な考察の対象とされなければならない。それにもかかわらず本稿では、叙述の複雑さを避けるためだけでなく議論の裾野の広がりを示すために、「排除」の観念に独自の分析

枠組みをあえて対置したR・カステルの議論をもふくめて、「排除論」または「排除アプローチ」という総称を採用している。

1 「排除」概念の登場とその背景

よく知られているように、「排除」という語が単にEUを經由した輸入品としてではなく、国内の公共圏において社会問題をめぐる論争のキーワードとして重要な役割を演じてきた国は、フランスとイギリス（ならびにアイルランド）である。とはいえ、「排除」の観念に付与された位置づけは、イギリスとフランスとはかなり異なっている。

イギリスとフランスとの違い

イギリスでの「社会的排除」をめぐる議論の火付け役は、なんとといってもトニー・ブレア率いる「新労働党」であった。1994年にブレアが労働党の党首となってから、1997年の選挙によって同党が政権につくまでのあいだ、フェビアン協会、公共政策研究所（IPPR）、NexusあるいはDemosといった労働党系のシンクタンクは、サッチャー以降の保守党政権時代に深刻化したとされるイギリス社会の貧困や不平等の現状とそれの克服とにかかわる政策構想を提言していた。そうした作業のなかで浮上してきたキーワードが「社会的排除」であり、これに対抗するための「社会的包摂 social inclusion」が新労働党の政策の重要な側面を形づくることになる（宮川 2004, p.27ff.; Levitas 2005, p.29ff.）。新たに政権についたトニー・ブレアは首相に直属する「社会的排除対策室」を設置し、結果の平等ではなく社会的包摂を政権の重要な課題として位置づけた。そればかりでなく、たとえばA・ギデンズやA・B・アトキンソンといった国際的にも著名な社会学者までが「社会的排除」という語を多用するにおよんで、——政府の研究助成金による誘導効果のせいもあって——社会調査や社会科学の領域においても従来の「貧困」概念を押しつけて「排除」の概念が主流の地位を占めるにいたったのである。イギリスにおける「排除」概念の隆盛は、EUレベルでの政策調整からの影響を別にすれば、ほとんどもっぱら新労働党とそれをとりまく知識人たちのイニシアティブに帰することができる。

これに対し、フランスでの事情はかなり複雑である²。

「排除」という言葉はフランスではすでに1960年代の半ばに人道的アソシエーションの運動圏において用いられはじめ、「栄光の30年」と呼ばれる高度経済成長が終わりを告げた1970年代の半ばにも一時的に流行したことがあったが、それが社会問題を論じる際のキーワードとして流通するだけでなく、政府の政策や大統領選挙の争点まで具体化されることでいわば「政治化」（Boltanski/Chiapello 1999, p.431）していくのは、1990年代の初頭であった。ところが、「排除」という語のそうした隆盛とは対照的に、フランスの多くの社会学者たちはこの言葉の使用に対して著しく懐疑的であるか、あるいは少なくとも大きな留保を付してきた。なかにはR・カステルに代表されるように、貧困問題の構造的な変容をとらえるための独自の概念を、「排除」に意識的に対置する仕方で組み立てることを試みた研究者もいる。この点は、「社会的排除」の概念が政府の政策のみならず調査や研究

² フランスでの「排除」をめぐる議論の推移は、（都留 2000, 2002）ならびに（バラ/ラペール 2005）においても紹介されている。

においても主流をなすにいたったイギリスと異なっている³。そこで以下では、「排除」をめぐるフランスでの議論の推移を少し立ち入って見ていくことにしよう。

フランスにおける議論の推移

フランスにおける「排除」論の嚆矢として関連文献のなかでしばしば引き合いに出されるのは、社会福祉の閣外大臣であったR・ルノワールの著書『排除された人びと：フランス人の10人に1人』（1974年）である。ルノワールがこの著書のなかで描き出したのは、戦後の「栄光の30年」の陰で「忘れ去られ」ていた施設入所児童、非行者、アルコール・薬物依存者、精神病患者、イスラム教徒などの文化的マイノリティが置かれた現実であった。ところが、この著作において「排除」という語は題名を除けばほとんど使われていなかった。「排除された人びと」という題名は、ルノワールが作成した題名候補のリストのなかから編集者が選んだものであったという。実際には、「排除」という言葉はルノワールの著書に先立って1960年代の半ばには、「A T D第4世界^{カールモント}」をはじめとする貧困者への援助活動の圏内ですでに使用されていた⁴（Paugam 1996a, p.9）。

ルノワールの著書は公共の議論において大いに注目を浴びたとはいえ、それをきっかけにして「排除」という語が1970年代の後半に人口に膾炙していったわけではない。左派の研究者たちはむしろ、ルノワールが描写している現象の異種混交性と「排除」概念の曖昧さ、そしてこの概念が階級闘争を鈍らせる虞があることを批判した⁵。こうして、「排除」という言葉は公共の議論から一時的に姿を消していった（ibid., p.11f.）。実際、ルノワールのいう「排除」は、1990年代以降に流行する「排除」の観念とはほとんど関係がないとも言われている（ibid., p.15）。

1980年代に入ると、ルノワールが指摘していたような「社会的不適応」に代わって、失業への不安が人びとの中心的な関心事となる。それは、社会の縁辺に取り残された人びとにのみかかわる問題ではなくて、「栄光の30年」のあいだは安定した雇用関係のもとでさ

³ むろん、労働党が提唱している「社会的排除」の概念に対して批判的な研究者はイギリスにもかなり存在する。「社会的排除」が「労働市場からの排除」に限定され、その結果、「排除」を克服するための道としてはもっぱら「就労」が強調されてしまうという点、あるいは、個人の能力や資質における社会的不適応の問題に関心が集中してしまい、富の分配の不平等の問題が背景に追いやられているという点の指摘は、(Levitas 2005)や(Byrne 2005)に見いだされる。ただし、これら2つ文献はいずれも、「社会的排除」概念の意義を全面的に否定するものではない。

⁴ 人道的アソシエーション「A T D第4世界」の創設者であるJ・ウレザンスキ神父の友人であったJ・克蘭フェールは1965年に、「社会的排除」と題した著作(Klanfer 1965)を公刊している。

⁵ 左派からの批判を浴びたとはいえ、社会問題への視角においてルノワールの著作がもたらした刷新を、S・ポーガムは次の2点にわたって指摘している。第1に、「排除された人びと」が直面している問題は個人的な不適応の問題ではなく、近代社会のあり方に起源を有する社会的な不適応であることを浮き彫りにした点である。ルノワールは実際、急激で無秩序な都市化の進展とマイノリティの空間的隔離、転職の失敗、硬直した教育システムなどを「排除」の社会的な要因として挙げている。第2に、「排除」はもはや社会の「縁辺」にのみかかわる現象ではなくて、それまで安定した生活を営んでいた世帯にまで波及しうるものである（とくに青少年の家出、非行、薬物摂取などがそうである）ことを示唆した点である。これらの視点はいずれも、貧困をもっぱら個人の責任に帰する自由主義的な見方とは一線を画すものであった（Paugam 1996a, p.10f.）。

まざまなリスクに対しても保護されていた人びとにまでおよぶ不安であった。

1980年代にはまた、「社会的紐帯 *liens sociaux* の弱体化」と呼ばれるようになる事態を研究者が指摘しはじめていた。それは、1人親世帯（とくに母子世帯）の増大とその貧困および社会的孤立であり、大都市におけるホームレス生活者 *sans-abri* の増加であり、工場を核にして形成されていた労働運動と労働者コミュニティの多くが産業構造の転換にもなって解体されていったことであった。産業労働と労働運動とコミュニティとにおける親密な関係の解体はまた、産業から見捨てられた都市郊外に住む若者たちが社会化されて仕事を得ていく環境が失われたことをも意味していた（Paugam 1993, p.56ff.）。

そして、この（長期）大量失業問題と社会的紐帯の弱体化とが語られる際のキーワードとなったのが、「不安定さ *précarité*」と「新しい貧困」であった。これら2つの言葉を人口に膾炙せしめたのは、コンセイユ・デタ委員であったG・オーエックスの主宰した作業部会が1981年2月に発表した報告書『不安定さと貧困に抗して：60の提案』である。同報告書によれば、従来型の貧困は社会の縁辺に取り残され、何世代にもわたって扶助を受給しつづけてきた人びとにかかわる現象であったのに対し、「新しい貧困」は「安定的形態で規則的に就労してきた労働者・被用者」の直面する問題となっている（都留 2000, p.31）。

しかし、「不安定さ」という語に明確な輪郭を付与し、しかもそれを貧困の概念と緊密に結びつけたのは、1987年のウレザンスキ報告であった（Cingolani 2006, p.16）。今日では国際的なNGOとなったフランス生まれの人的アソシエーション「A T D第4世界^{カール・モント}」の創設者であるJ・ウレザンスキ神父は、フランス政府の諮問機関である経済社会評議会（CES）の報告書『極端な貧困と経済的・社会的不安定さ』（1987年2月）の起草を主導したのだが、この報告書では「不安定さ」という概念が次のように定義されている。

「不安定さとは、個人または家族が職業や家族や社会における自らの義務を引き受けることを可能にするとともに、自らの基本権を享受することを可能にするような、ひとつの保障が欠如していること、あるいは複数の保障が欠如していることであり、とりわけ雇用による保障が欠如していることである。そうした不安定さの帰結である保障の欠如 *insécurité* は多かれ少なかれ拡大していく可能性をもっているし、多かれ少なかれ深刻で決定的な結果をもたらさう。保障の欠如は、それが生活の多数の領域にまで影響をおよぼし、永続的なものとなり、近い将来に人びとが自らの責任を再度引き受けたり自らの権利を自分で取りもどしたりする機会を損なってしまうなら、極端な貧困をもたらす」（CES 1987, p.6）。

この定義はその後、「貧困」「不安定さ」あるいは「排除」に関連する文献においてくり返し引用されていくことになるのだが、ここではのちの議論との関連で次の3つの点が留意されるべきであろう。すなわち第1に、この定義では市民としての社会への参入が保障の目標として暗示されている。つまり、人びとが市民としての義務を引き受け権利を行使する主体である（つまりはシティズンシップの担い手である）ことを可能にすることが目標として示唆されている⁶。第2に、ここでは「不安定さ」は、失業がもたらす保障の欠

⁶ ちなみに、ピエール・ブルデューは「不安定さ」のこの側面を、社会的な異議申し立て運動

如にのみ限定されてはいない。雇用による保障（失業保険や年金保険）は重要な安定要因とみなされてはいるが、住宅、教育機会、医療といった生活保障の他の要素が明らかに射程に入っている。そして第3に、「不安定さ」から「貧困」へといたる過程が重視されている点にも注目するべきであろう。「極端な貧困」は、一連の保障が剥奪されていく過程の帰結なのである。

「不安定さ」や「新しい貧困」は1980年代のフランスにおいて、一方では貧困問題に対するミッテラン社会党政権の対策の遅れを野党や保守系マスメディアが批判する際の格好の材料ともなった（都留 2000, p.31f.）が、他方では失業者自身による多くのアソシエーションの形成、人気俳優であった故コリュシュ Colucheによる食糧配給アソシエーション「心のレストラン」の創設といった、「新しい貧困者」への連帯を志向する流れをも生みだした（Paugam 1993, p.66ff.）。いずれにせよ、マスメディアを介した貧困問題をめぐる以上のような動きは、フランス社会に大きな衝撃をもたらした。1988年の大統領選挙に先立って同年2月に行なわれたアンケート調査によれば、フランス人のおよそ9割がなんらかの最低限所得保証の制度を支持するようになっていた（*ibid.*, p.68）。こうして、すでに1986年のテリトワール・ド・ベルフォール県を皮切りに地方のレベルで施行され始めていた最低限所得保証制度の経験をもふまえて、参入最低限所得（RMI）の創設⁷（1988年12月）へといたる道が最終的に固まった。

しかし、1980年代では「排除」という言葉はまだあまり使われなかった。この言葉が社会問題を語る際のキーワードとして前面に躍り出るのは1990年代に入ってからであり、R・カステルによれば、「この〔排除という〕観念のインフレーションの始まりは、1992年の末から93年の初めにかけてであったと推定しうる」。1992年にフランスの失業者数が300万人を越えたことが、きっかけのひとつであった（Castel 2004, p.35）。

他方において、RMIの受給者に関する実証的な研究が進展したことの影響も無視できない（Paugam 1996a, pp.13-5）。周知のとおり、RMIは所得保証だけでなく、受給者の社会への「参入 insertion」を目標に掲げており、しかもRMI法自体に3年間の施行の経験をふまえた制度改正を予定する条文がふくまれていたので、政策当局と研究者はいずれも、RMI受給者の長期的な生活動向を調査することに関心を寄せたのだった。S・ポーガムの調査（Paugam 1991）に代表されるそうした調査は結果として、RMIを受給しているような貧困者が多様性を有しているとともに、貧困が実際には累進的な過程としての性格をもっていることを明らかにした。すなわち、貧困はもっぱら所得の低さという経済的な基準だけで測られるような単純で静態的な現象ではなく、経済的・社会的・文化的な要因をふくんだ複合的で多次元的な現象であるとともに、しばしば疾病や失業から始まり多くのハンディキャップが累積していく動態的な「社会的降格 *disqualification sociale*」の過程の帰結なのであった。

への参加の可能性に関連づけて次のように語った。「不安定さは、その影響をこうむっている人びとに深刻な害をおよぼす。すなわち、不安定さは、すべての未来を不確実にすることによって、すべての合理的な予測を不可能にするのであり、とりわけ、もっとも許容しがたい状態をふくめて現在の状態に対し——とくに集団として——反抗するのに必要な、未来に対する最低限の信頼と希望を不可能にする」（Bourdieu 1998, p.96）。彼はここで「不安定さ」を、主として雇用主側による雇用のフレキシブル化戦略の帰結とみなしている（*ibid.*, p.98）。

⁷ 参入最低限所得（RMI）については、（都留 2000）が詳しい。

1990年代において「排除」という言葉の隆盛をうながした2つの代表的な文書は、S・ポーガムが指揮して「所得・支出研究センター（C E R C）」が行なったR M I受給者の追跡調査の報告書『フランスにおける不安定さと排除のリスク』（Paugam et al. 1993）、そして同じころにP・ブルデューの研究チームがまとめた社会問題のケース・スタディの集大成『世界の悲惨』（Bourdieu 1993）であると言われている（Boltanski/Chiapello 1999, p.431）。ポーガムらの調査によれば、安定した雇用を得ていて失業の不安もない人は51.6%を占めてはいるものの、安定した雇用を得ているが失業の不安をかかえている人が28.5%、そして不安定雇用層と失業者が20%弱に達していることを明らかにした。他方のブルデューらによる著作では、他のもろもろの社会問題とならんで、「[教育制度の] 内部で排除されている者たち *les exclus de l'intérieur*」の希望なき日常を描き出していた。戦後の教育の「民主化」によって、それまで学校制度のなかに参入していなかった階級（小商人、職人、農民、そして工業労働者）の子どもたちが教育課程に参入し、彼らが進学する教育機関の水準も徐々に向上してはいったのだが、それは同時に、彼らが教育課程を終えるころには彼らのもつ学校卒業資格では職を得ることができなくなるというふうに、より早い時点での選別と社会全体の高学歴化とをともなうものであった。それはブルデューらに言わせれば、漸次的であると同時にすぐには識別できないという二重の意味で「感知不可能」な排除であった（Bourdieu 1993, p.913ff.）。

興味深いことに1980年代の後半からは、フランス社会党出身のJ・ドロール欧州委員会委員長のもとで、かつまた欧州共同体統計局（ユーロスタット）にかかわる研究者のイニシアティブもあって、EUもまた所得に視野を限定した静態的な「貧困」概念に代えて多次元的で動態的なアプローチに関心を寄せ、「社会的排除」という言葉を公式文書において使い始めるとともに、貧困と社会的排除に取り組むための加盟国政府の政策を調整しようと試みた⁸。そうしたEUの動向も手伝って、1995年のフランス大統領選挙では「排除」への取り組みが政策上の一大争点となり、「排除」概念は社会問題を語る際の決定的なキーワードになるのである。

1990年代の後半に政治の次元で問題になったのは、R M Iの功績と欠陥であった。そこで共有されていった認識によれば、なるほどR M Iは社会的保護のための「最後の網」として重要な役割を演じてきたが、社会への参入をうながすという面では失敗した。1995年7月に経済社会評議会（C E S）は、貧困と排除に抗する政策は万人が享受することのできる普遍主義的な権利や制度と結びつかなければ効果を発揮しないことを強調した意見を公表した。この意見書によれば、「貧困な人びとを特別な仕方であつて処遇しようとするよりも、むしろそうした人びとの状況を全般的な政策のなかで考慮に入れ、そうした状況が万人に開かれた権利へのアクセスと両立しうるよう留意することのほうが適切である」。他方で、1998年5月にマルティヌ・オブリ雇用相は国民議会（下院）において問題点を次のように指摘した。「フランスでは、200万の人びとがもっぱらR M Iのおかげで生活しており、600万人は社会的ミニマムに頼っており、同胞市民のなかの100万人は長期の失業状態に置かれている。これに加えて、毎年5千人以上の青年たちがなんらの職業資格を得ることもなく教育のシステムから退出しており、少なくとも20万人が路上で暮らし、200

⁸ EUにおける「社会的排除」問題への取り組みの経緯については、（中村 2005, 第V章）を参照されたい。

万人は劣悪な住居に住んでいる」。こうして 1998 年 7 月 29 日に制定された反排除法は、一方では個々人のかかえる問題に応じた個別的な助言や訓練に法的な根拠を付与してはいるものの、他方ではすべての市民に開かれているシティズンシップの諸権利に貧困な人びとがもっと容易にアクセスできるようにすることのほうに優先権をあたえている。市民のなかの特定の部分にのみ適用される特殊な権利を設けるのではなく、困難に陥ったときにもシティズンシップの普遍的な諸権利を享受しうるということが、反排除法の掲げる「参入insertion」のあり方であり、その点にこそ RMI とは異なる反排除法の新しさがあった (Savignat 2001)。このため反排除法は、単に雇用の面だけでなく、住宅、医療、教育、債務の問題、投票権、文化といった、市民としての生活のさまざまな側面におよぶ施策を定めている⁹。かつまた、同法にもとづいて 1998 年には「貧困と社会的排除に関する国立動向調査機関」が設立され、2 年ごとに統計文書と評価報告書を公表しつづけている¹⁰。

「排除」論の歴史的・社会的根拠

以上が、20 世紀末のフランス社会において「排除」という言葉が台頭してきた経緯の概要である。それはそうとして、なぜこの時代のフランスで、従来の貧困概念に代わって排除の観念が流通するようになったのだろうか。そこには、マスメディアの影響や政治の動向だけには還元しえない何がしかの歴史的・社会的な根拠が見いだされるであろうか。

筆者の判断によれば、そうした根拠は十分にあった。

第 1 に、「排除」の観念の登場は、貧困の問題がもはや「栄光の 30 年」におけるような伝統的な「貧者」——いわゆるルンペン・プロレタリアートや「第 4 世界」とその家族、「浮浪者 clochards, vagabondes」や「住所不定者 (SDF)」など——に限定されてはいないという認識の深まりと軌を一にしていた。そうした事態の背景は言うまでもなく、高成長の終焉にともなう (長期) 大量失業の発生であり、それまで市民社会のなかで一定の地位身分を確保していたはずの人びとにまでおよんだ「社会的降格」のリスクであった。「排除される人びと」とは、経済成長がさらに進行すれば豊かさの分け前に与えるような「マージナルな」カテゴリーではもはやないのである。

第 2 に、失業者や RMI 受給者に対する長期的な調査の発展と、それにとともなう新しい中間的カテゴリーの創出を挙げることができる。一方では雇用のフレキシブル化を追求した経営側の戦略の結果として、他方では「参入」施策の展開のもとで導入された研修活動や公的な一時的雇用の多様化にともなって、無期限雇用と失業という 2 つの極のあいだにきわめて多様な「中間的」カテゴリーが産み出された (Schnapper 1996, p.29)。「排除」とは、これを労働市場での地位の変遷という点から見るならば、無期限雇用から長期失業にいたるまでのさまざまな中間的階梯を個人が「降格」していく過程であるとみなすことができる。

第 3 に、とりわけフランス社会に強くあてはまる事情を言えば、今日でも依然として根強いその共和主義的な「集合表象」にとって、家族・親族やコミュニティにおける人的関

⁹ 反排除法の概要は、(連合大阪あいりん地区問題研究会 1998, p.65ff.) で紹介されている。

¹⁰ L'Observatoire national de pauvreté et de l'exclusion sociale, *Le rapport de l'observatoire national de pauvreté et de l'exclusion sociale*, La Documentation Française. 現時点での最新版は、édition 2005-2006 である。

係の希薄化または崩壊は、フランス社会全体の統合にとって危険な兆候として認識され、経済的貧困とならぶ——あるいは貧困以上に深刻な——問題として了解される。とりわけ、個人々人をつなぐ「紐帯liens」と社会全体としての「結束cohesion」の有機的な有り様を複雑な近代分業社会の条件のもとで模索したデュルケーム社会学の伝統は、貧困問題の調査に従事する現代フランスの社会学者の思考をも依然として拘束するパラダイムとして機能しつづけている¹¹。そうした「社会関係の弛緩」に注目しようとする場合、関係の剥奪を視野に入れることのできる「排除」の概念には大いなる利便性があったのだった。

2 「排除」概念の輪郭

以上の概観からもすでに「排除」概念の特徴はかなり明らかになってはいるが、ここでもう1度この概念の輪郭を総括的に描き出しておこう。

断っておかなければならないが、すでに見てきたように「排除」はまずもって政治やマスメディアの世界で普及した観念であって、特定の理論家によって綿密に練りあげられた社会科学の概念ではない。「排除」に概念的な定義をあたえようとする研究者は——とくにイギリスにおいて——あとを絶たないけれども、広く共有された決定的な定義は今日までのところ存在しない。しかしながら、そのことは、「排除」を科学的にはいかがわしい観念として放棄するべきだということを意味しない。S・ポーガムが述べているように、「排除」はむしろ「概念-地平 concept-horizon」として理解されるべきであり、そこには社会全体の問題が濃縮されて表現されていると同時に、それ自体が社会科学の道具を使って分析されるべき対象ともなるのである(Paugam 1996b, p.566)。

そこで、「排除」という観念の輪郭をつかむためには、特定の研究者による定義を参照するよりも、「排除」について一般的に了解されている内容を総括的に表現しているような公式文書を引き合いに出すほうがよいであろう。たとえば、EUの欧州委員会は「社会的排除」について次のように述べている。

「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。〔中略〕社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにもしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムの有する多次元的な性質を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいてはサービスへのアクセスといった領域において感じられ現われるのである」(European Commission 1992, p.8)。

この引用文からも読み取れるように、貧困や剥奪といった類似の概念と比較してみた場合、社会的排除という概念には4点ほどの特徴がある。

第1に、社会的排除は多次元的である。それは所得の次元だけではなく、市民としての

¹¹ この点は、本文中で後述するR・カステルの「脱-加入」概念とS・ポーガムの「降格」概念がいずれも、それらの度合いを測るための指標としては、経済的資源の多寡や雇用上の地位とならんで「社会的紐帯」の強弱を挙げている点に見てとることができる(Castel 1991, p.139; Paugam 2005, p.88ff.)。

生活のさまざまな次元における剥奪を問題にする。したがって「社会的排除」の概念はここから、——とりわけイギリスにおいて——T・H・マーシャル流のシティズンシップ論（マーシャル／ポットモア 1993）と結びつくことになる。欧州委員会が1990年に設置した「社会的排除と闘う各国政策の動向調査機関 Observatory on National Policies to Combat Social Exclusion」は、「社会的排除」についてのシティズンシップ・アプローチを採用している。そこでは、シティズンシップの構成要素をなす市民的権利、政治的権利、社会的権利とそれらを支える法や制度にアクセスできない場合に「社会的排除」が生じるとされている（詳しくは、中村 2005, p.324ff.を見よ）。上の引用文で言えば、「社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利」は、まさにシティズンシップのことを意味している。

第2に、社会的排除と同様に多次的である「剥奪」は、人が置かれている状態を指す概念であって、その過程を意味してはいないのに対し、社会的排除は結果のみならず排除にいたる過程にも着目する。したがって、ここからは、排除を予防するための政策の重要性が導き出されることになる。

以上をまとめると、表1のようになる。

表1 社会的排除とその隣接概念との区別

	静態的な帰結	動態的な過程
所得	貧困	貧困化
多次元性	剥奪	社会的排除

出典: Vleminckx/Berghman 2001, p.37.

多次元性と過程の強調とを結びつけると、そこから排除概念の第3の特徴である累進性を導き出すことができる。長期失業にともなう労働市場からの排除は、次に社会的権利の縮小をもたらし、健康状態の悪化を引き起こし、家族や近隣との関係を希薄にしていく、等々というように、あるひとつの領域での排除が他の領域での排除を誘発する。そのようにして排除が累積していくことで、極端な貧困と孤立がもたらされる¹²。

第4は、関係の側面——フランスにおいて頻繁に使われる表現でいえば「社会的紐帯」の側面——である。社会的排除は資源や財の不足だけでなく、社会関係からの排除をも問題にする。たとえば家族関係、交友関係、近隣のコミュニティにおける関係は、制度化された公的なサービスに劣らず、個人のアイデンティティと権利を保障するうえで重要な役割を演じる。「排除」の概念がとりわ

¹² この点に関連してニクラス・ルーマンは興味深い点を指摘している。彼によれば、現代のように高度に機能分化した社会においては、個人が社会のなかのあるひとつの部分的な機能システム（たとえば経済）に「包摂」されているという事態は、彼または彼女が他の機能システム（たとえば権利のシステム）にどの程度まで強く「包摂」されているかをもはや規定しえない。なぜなら、もろもろの自律的な機能システムのあいだの関係は変動するからであり、そうした関係を社会全体として固定することはもはやできないからである。ところが、機能システム相互の関係は、「排除Exklusion」の現象に際しては「包摂」と正反対の様相を示す。すなわち、「あるひとつの機能システムからの排斥Ausschlußは他の機能システムからの排斥をほとんど自動的に引き起こす」ので、「排除」においてはもろもろの機能システムは緊密に統合されているというのである（Luhmann 1995, S.259）。興味深い指摘ではあるが、「包摂」と「排除」とでなぜ正反対の布置連関が生まれるのかという点について、ルーマンは説明を加えていない。

けフランスにおいて「成功」をおさめた有力な理由のひとつは、この概念がまさに「社会的紐帯の危機」を問題にすることができたという点にあった(Paugam 1996a, p.15)。

社会関係への着目は、「排除」の概念をR・D・パットナムらによる「社会関係資本social capital」のアプローチへと結びつける接点でもある¹³。パットナムによれば社会関係資本とは、「調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善することのできる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」を指す(パットナム 2001, p.206f.)。一定のコミュニティにおいて共有され機能しているインフォーマルなネットワーク、規範、信頼は、住民のあいだの自発的な協力をうながすことによって、当該コミュニティによる経済的・政治的・社会的パフォーマンスの改善に貢献しうる。そればかりではない。社会関係資本はまたコミュニティの成員に対し、彼らの社会的な役割、アイデンティティ、帰属の場所、ひいては公共的な現われの空間をも提供する。たとえば、発展途上国には、農村から都会に出てきて住みついたスクォッターと呼ばれる人びとがいる。なるほどスクォッターの世帯の家計支持者は往々にして失業しており、生活のインフラストラクチャーも著しく貧しい。しかしながら、こうした世帯はしばしばコミュニティを形成し、一定の自治活動と相互扶助活動を行なっている。彼らは物質的・経済的には貧困状態にあるとはいえ、必ずしも社会関係からの排除にさらされているわけではない。インフォーマルな互酬のネットワークはまた、窮乏を予防するネットワークとしても機能しうる——むろんそれは、発展途上国においてはなお脆弱な公共のフォーマルな福祉を代替しているという側面ももつのだが——。これとは対照的に、発達した資本主義国では、U・ベックが個人化の過程と呼んだような社会関係資本の衰退が進行した(ベック 1998, p.135ff.)。近隣コミュニティや親族による互酬ないし相互扶助の関係は、福祉国家による社会保障と企業の福利厚生へととって代えられた。そのことは、たとえば長期失業によって後者の社会保障や福利厚生にもはや頼ることができなくなったとき、個人が社会的剥奪の過程に単独でさらされることをも意味している。

最後に、社会的排除の第5の特徴は相対性である。すなわち、社会的排除の基準やその度合いを測る尺度は、社会やその発展段階に応じて異なるということである¹⁴。しかし、社会的排除という概念には、「社会の主流における通常的生活パターン」なるものを想定して(Room 1995, p.258)、社会的排除をそこからの乖離としてとらえる視角がふくまれている場合もある。こうした視角には、排除されている人に対してスティグマを生む危険性(排除された人を「逸脱した人」とみなす傾向)も胚胎している。しかし、「社会的排除」の概念を用いる際に、必ずしも「社会の主流における通常的生活パターン」なるものを想定する必要はないし、社会に包摂されている状態がどのような状態であるかは、社会や時代によって変わってくるはずである。

3 「排除」概念への批判

私は先に、フランスの社会学者たちの多くが「排除」の概念に対して留保を付けるか、あるいは批判的ですからあると指摘しておいた。そこで、この概念に対する批判のいくつかを拾いあげて考察を加えてみることにしよう。

¹³ 社会関係資本をめぐるさまざまなアプローチの概観を、(宮川 2004)ならびに(バラノラペール 2005, p.42ff.)があたえている。

¹⁴ EUが採用した、「社会的排除」を測定するための12の統計的指標については、(中村 2005, p.332ff.)を参照されたい。

第1に、「排除」の概念は静態的であり、剥奪をこうむったある一定の「状態」を想起させるので、「社会的脱-加入」の過程を表現するには不十分であるという批判がある。「排除」は、たとえばアメリカのゲットーやフランスの「第4世界」^{カールモント}に見られるように、人種、エスニシティ、あるいは独特の生活文化といった指標によって「主流の」社会から隔てられた特定の社会空間または人間集団を指し示すには適しているのかもしれないが、剥奪の過程を表現することはできないというのである(Castel 1995, p.19f.; 2004, p.37; Rosanvallon 1995, p.88f.)。したがって、「排除」に対処する「参入」支援の政策もまた、結果に対して事後的に応答するものとなり、そうした結果を予防するような「川上での」保障措置をあいまいにしてしまう(Castel 2004, p.39)。

こうした批判は1970年代にR・ルノワールらが用いた「排除」の観念にはあてはまるのかもしれないが、先述したように剥奪の過程を強調するようになった1990年代以降の「排除」概念にはもはや的中していない。ただし、この種の批判には「静態的」か「動態的」かという問題とは質的に区別される、「排除」概念のもうひとつの次元への指摘がふくまれている。すなわち、「内」と「外」にかかわる次元である。

隣接する概念との対比で言えば、「排除」は「内／外」の区分を示唆するのに対し、アングロサクソン諸国の「アンダークラス」概念は「高／低」、発展途上国における「マージナル化」は「中心／周辺」という社会的空間の区分のイメージを随伴している(バラ／ラペール 2005, p.183)。では、「排除」における「内」と「外」はそれぞれどういう空間を指すのであろうか。言い換えれば、「排除」とは一体、どこからの、そしてどこへの排除を意味するのだろうか。たしかに、この問いに対する回答は論者によって異なる。「排除」自体がすぐれて社会的な現象であり、排除する側とされる側とのあいだに——たとえそれが否定的なものであったとしても——一定の社会的な関係や相互作用がある以上、「排除」が「社会」全体からの排除であると考えない人はいないであろう。「社会」の外側では、「社会問題」など生じようがないからである(Castel 1995, p.715f.)。「排除」はむしろ、労働市場からの排除であり、コミュニティや市民社会における親密な関係からの排除であり、あるいはシティズンシップの権利・義務からの排除を意味するであろう。したがって、「排除」におけるどういう次元の「内」と「外」を強調するかは論者によって、あるいは文脈によって異なってくる。「排除」概念の利点としてしばしば挙げられる「多次元性」は、裏を返せば、この概念が焦点を失い曖昧なものになっていく危険性をも意味する。たとえば、これまで安定した所得と地位を得ていた無期限雇用の労働者が失業するケースと、「不安定な *précaire*」環境のなかで暮らす大都市郊外の若者のケースという、経緯も因果関係も異なるケースを十把一絡げに「排除」という枠組みでもって括ることがはたして妥当なのか、といった問題がある(Castel 2003, p.47f.; 2004, p.36; Demazière 2003, p.229; Lamarque 1995, p.3f.)。これが批判の第2点である。

この第2点目の批判と密接に関連しているのが、大量失業と不安定雇用の時代における社会問題を「排除」という視角から論じる場合に生じる第3の問題点である。フランスにおいて「排除」の観念の隆盛をもたらした第1の背景的要因は、既述のとおり1970年代半ば以降の大量失業であり、不安定雇用の拡大であった。この現象は、「栄光の30年」の時代に見られた縁辺的な貧困とは異なり、それまで社会に統合されていた従業員層や中間層をも脅かすものであった(「安定していた者たちの不安定化 *déstabilisation des stables*」)。したがってそれは、もはや社会の「周辺」にかかわる問題ではなく、その「中心部」だとみなされてきた階層にまで波及する問題となっている。そうした問題を「排除」という観念でとらえることは、実際に起きている現象の拡がりを見落とす危険性をもとまっている(Castel 1995, p.662)。実際に起きているのは、雇用関係が不安定化し悪化すること

もない、雇用に付随していた保護も劣化していくという過程であるから、これを「不安定化」、「脆弱化」、あるいはまた「マージナル化」と呼ぶことには一定の妥当性があるが、それを「排除」と呼ぶことはできない¹⁵ (Castel 2004, p.45f.)。たしかにこの点は、「排除」という言葉によってそれぞれの論者が主要にはどういう具体的な社会現象を念頭に置いているか——野宿の問題か、大都市郊外の若者の問題か、不安定雇用の問題か、それとも長期失業者の問題か——によって、評価の異なってくる問題ではあろう。しかし、大量失業と雇用の不安定化やフレキシブル化は実際に多くの論者によって「排除」問題の根幹として扱われてきた以上、主としてR・カステルが指摘しているこの問題点は「排除」という概念の今日的な使用価値に深刻な疑問を投げかけている。

この論点は、「排除」を克服しようとする取り組みが、社会のなかの特定の集団に的をしばった特殊な支援策として構想されてしまうという第4の問題点への指摘につながっている。カステルによれば、特定の集団に特化したそのような政策はRMIによる参入支援措置にまで受け継がれている伝統的なアプローチではあるが、それはもはや、上記のように社会の「中心部」にまで波及する失業や不安定雇用に対処するには適していない。後者のような問題に対しては、全般的で普遍主義的な政策が必要なのである(Castel 2004, p.39f.)。

最後に第5の批判点を紹介すると、「排除」は、たとえば「不平等」や「搾取」といった隣接概念と比較した場合、集団的告発や批判を呼び覚ますというよりは、問題を個々人のかかえるハンディキャップの次元に限定してしまう傾向を帯びている。「排除」の観念は、「排除を引き起こすのは何か(誰か)?」という問いよりは、むしろ「各自のなかの何が排除を誘発するか?」という点に関心をしばりがちである。要するに、分配の不平等の問題がぼやけてしまうのである。その結果、「排除」の問題への対処は当事者による集合的な運動よりは、むしろソーシャルワーカーをはじめとする専門家による施療的対応や、人道的アソシエーションによる援助活動のほうに優先権をあたえてしまう(Boltanski/Chiapello 1999, p.435)。

これは、マルクス主義にもとづく旧式の批判であるかのように聞こえるけれども、けっしてそうではない。私自身も以前から、とくにEUが用いている「社会的排除」の概念の「2面性」を指摘してきた(中村 2003; 2005, 第V章)。すなわち、「社会的排除」は一方では低所得の問題に限定されない社会問題の新しい次元に注意をうながし、予防的な施策を発展させるうえで利点を有してはいるが、他方では所得再分配政策や費用のかかる社会的保護政策を縮小して、政府の課題を「積極的労働市場政策」や「活性化政策」に限定するような効果をもつという「2面性」である。つまり、「排除」は労働市場や福祉国家の本質的にはネオリベラルな——とはいえそこに社会民主主義のフレーバーをも加味した——構造改革のスローガンともなりうるし、現にイギリスのブレア政権下においてこの言葉はそうしたイデオロギー的な機能を果たしてきた。

4 「排除」概念へのオルタナティブ

先述したようにフランスの社会学者たちは、以上のような難点をかかえる「排除」の観念を視野に

¹⁵ 宮本太郎も、カステルとほぼ同様の線で「排除」概念の問題点を指摘している。「排除と包摂という枠組みは、問題の所在をアウトかインかの二元論にするという点で、いささかラフなものである。仮に労働市場への参入をもって社会的包摂とするならば、労働市場の内部の諸問題、たとえばワーキングプアの低賃金や、非正規労働者の不安定な就労環境などが等閑に付される可能性がある」(宮本 2006, p.33f.)。

入れながら、なおかつ静態的で経済的な「貧困」概念に代わる新しい分析の枠組みを組み立ててきた。ここでは、その代表例としてR・カステルの「脱-加入 désaffiliation」とS・ポーガムの「降格 disqualification」をかいつまんで紹介しておこう¹⁶。

カステルの「脱-加入」論

R・カステルは「排除」という観念の使用に対して非常に懐疑的な論者のひとりであり、彼の「脱-加入」という概念はおそらく、「排除」へのオルタナティブとして組み立てられたものと思われる。ところが、皮肉なことに、彼の「脱-加入」論は関連文献においてもしばしば「排除」概念の1変種として紹介されるし、フランスにおける「排除」論の隆盛に貢献したものと評価されることすらある¹⁷。

「脱-加入」の概念は、一方では経済的資源の量にのみ関連するような「貧困」概念から区別されるとともに、他方では社会的保護政策の対象となる人びとを分類し「カテゴリー化する」ような方法からも区別される。後者の「カテゴリー化」は、たとえば「長期失業者」というカテゴリーのように、もともとは統計のとり方によって作り出された分類法であるにもかかわらず、それを質的に新しい社会現象の出現それ自体と取り違えてしまう虞がある。そのようにして新しい静態的なカテゴリーが作り出されるたびに、行政的支援の対象となる人びとのリストは膨れあがっていく。

これに対してカステルの提案する「脱-加入」という枠組みは、人びとが有している経済的資源の量よりはむしろ「社会的紐帯からの乖離」に注目するという意味で「質的」であり、かつまたもろもろの社会的カテゴリーを「脱-加入」過程の諸段階として位置づけるので「横断的な」アプローチでもあるという(Castel 1991, p.138f.)。

「脱-加入」の過程は、分析の2つの軸を交差させることで組み立てられる(表2を参照)。ひとつの軸は「労働を通じた統合または非統合」という区分であり、もうひとつは「社会的・家族的な関係への参入または非参入」という区分である。前者の軸の両端には、安定雇用を得ている状態と長期失業状態とがあり、後者の軸の両端には良好な家族関係ならびに活発な社会参加と完全な社会的孤立とがある。ある一定の時点で特定の個人が置かれている状態は、いずれの軸においても、これら両極端のあいだのどこかに位置づけられうる。カステルがこれら2つの軸をわざわざ取り出してきたのは、現代という時代が「労働の組織と社会関係の編成の双方における二重の不安定さ」に直面しているという認識を背景にしたものである(ibid., p.140)。

いずれにせよ、2つの軸の交差によって、図式的に見れば社会的生活の4つの「ゾーン」を区分することができる。すなわち、1)安定雇用の保証と社会関係に由来する支援との双方を享受している「統合のゾーン」、2)労働の不安定さと社会関係の脆弱さが見いだされる「脆弱さのゾーン」、3)失業中で社会的保護を受けてはいるが社会関係への参入を維持している「扶助のゾーン」、そして4)失業と社会的孤立とに見舞われた「脱-加入のゾーン」である(ibid., p.148f.)。

表2 脱-加入の過程

	労働を通じた統合	労働における非統合
社会的・家族的な関係への参入	統合のゾーン	扶助のゾーン
社会的・家族的な関係への非参入	脆弱さのゾーン	脱-加入のゾーン

¹⁶ カステルの「脱-加入」論とポーガムの3つの「貧困」論については、(都留 2000, p.56ff.)に詳しい紹介がなされているので、そちらもあわせて参照されたい。

¹⁷ たとえば、(Boltanski/Chiapello 1999, p.428; d'Allondans 2003, p.37)を見よ

出典:カステルの記述にもとづいて筆者が作成。

留意しなければならないのは、これらの「ゾーン」は——「ゾーン」という命名の仕方が示唆しているように——人びとを分類する静態的な「カテゴリー」ではないという点である。ひとつのゾーンと他のゾーンとのあいだの境界線は「多孔質poreuse」(ibid., p.148)であり、流動的である。言い換えれば、ある特定の個人はひとつのゾーンから別のゾーンへと移動していきうるし、そうした「もろもろの位置の連続体un continuum des positions」こそが視野に入れられなければならない(Castel 1995, p.715)。かつまた、どのゾーンに社会的な関心が集まるかということも時代の推移とともに変化していくのである(Castel 1991, p.150)。カステルによれば「排除」という観念は、——たとえそれが洗練されて推移や過程をとらえることができるようになったとしても——根本的には社会の「内/外」という単純な区分を想起させ、そうすることで、「脱-加入」の過程が実際には「全体としての社会に対する特殊な社会関係の総体^{アンサンブル}」であるということ、つまりはすぐれて社会内的な現象であるということ、後景に追いやってしまうのである¹⁸ (Castel 1995, p.715f.; 2003, p.47f.)。

ポーガムの「降格」論

「社会的降格」という概念はもともと、中小企業を中心に長期失業者が多いと言われていたサン・ブリュー市(ブルターニュ地方)において1980年代後半にポーガム自身が行なった社会調査の結果に由来している。この調査結果とそれへの理論的考察とをまとめた著作『社会的降格』(Paugam 1991)では、彼による貧困の3区分はまだ、「脆弱な人びと les fragiles」、「支援を受けている人びと les assistés」、「縁辺の人びと les marginaux」というふうに、やや静態的で実体的な理解の枠組みにとどまっていた。しかし、その後のRMI受給者への追跡調査と考察とを経るなかで、彼はそうした実体的な理解を改め、3つの局面を経由する過程を表現するものとして「社会的降格」の概念を構成しなおす。すなわち、「脆弱な人びと」の代わりに「脆弱さ」を、「支援を受けている人びと」の代わりに「依存」を、そして「縁辺の人びと」の代わりに「社会的紐帯の解消」を置き、これら後者の諸状態(諸局面)をある特定の個人が移り変わっていくことを「社会的降格」の過程として再定義するのである(Paugam 2005, p.58f.)。

その場合、「社会的降格」過程の第1の局面である「脆弱さ」とは、失業しており、ときには失業保険給付が終了してRMIを受給する場合もあるが、しかし自分にはまだ仕事を得るチャンスがあると考えている局面に該当する。したがって、彼らは自発的かつ頻繁に職業安定所を訪れて、仕事を探す。RMIを受給している場合であっても、できるかぎり早くそこから脱却したいと考えている。なぜなら彼らは、RMIなどの給付を得たりソーシャルワーカーの支援を受けたりすることは、自分の社会的地位と品位とを失うことにつながると考えているからである。

「脆弱さ」の局面は、これにつづく第2の局面である(ソーシャルワークへの)「依存」をもたらさう。それは、扶助の受給が恒常的になる局面であるとともに、いくつかの職業訓練や就労の試みが成

¹⁸ désaffiliationの訳語として私が採用した「脱-加入」があまり適切なものでないことは、誰よりも私自身が自覚している。ちなみに、都留民子はその著書においてカステルの désaffiliationに「脱退」という訳語をあてている(都留 2000, p.60ff.)。ただ、「脱退」と訳すと「社会の外に抜け出す」かのような印象をあててしまい、それがあくまで社会の内部における特定の関係に由来する現象にほかならないことを強調するカステルの議論の趣旨にそぐわなくなると判断したので、あえて「脱-加入」などという耳慣れない訳語を採用したしだいである。

功しなかったのちに、本人がしばしば仕事探しを放棄してしまう局面でもある。また、ポーガムらのアンケート調査によれば、初めのうちは仕事探しを試みていたRMIの受給者も、1年後には身体の不調を訴えてすでに職探しを放棄していることがあるが、そうした健康の悪化もまた「依存」の局面の特徴をなしているという。この局面においては、扶助やソーシャルワークに頼ることへの距離感は消えうせ、逆に受給者本人がそのことを正当化しようとする。しかし、彼らは社会的紐帯のすべてを失ってしまったわけではない。なぜなら、彼らは職業的労働の代わりに、家庭での両親としての役割や近隣での相互扶助活動のなかに自らのアイデンティティを見いだそうとするからであり、ソーシャルワーカーとのつながりも緊密であるからである。

こうした「依存」の局面は、扶助の支給が終わりさまざまなハンディキャップが蓄積していくと、次の第3の局面である「社会的紐帯の解消」へと導いていく場合がある。彼らは複合的な問題をかかえている。すなわち、労働市場への参入の見込みのなさ、健康の問題、住居の喪失、そして家族とのつながりの消失などである。もはやそうした状態から抜け出す希望をもしばしば失ってしまっているため、彼らは自分が社会にとって無益であり、自分の人生も無意味だという実感をいだいている。こうして、アルコールや薬物への依存が恒常的になっていく(Paugam 2005, pp.56-65)。

ところで、「貧困」それ自体に関するポーガムの理解は、G・ジンメルのアプローチ¹⁹にならっている。ポーガムによれば「貧困」とは、「——社会サービスに対する依存のせいで——貧困であるとみなされる人びとと社会のなかのそれ以外の人びととのある種の相互依存関係」として定義される。この定義は、たとえばEUが採用している「貧困」の定義(各国の所得中央値の60%未満の所得しか得ていない状態)のような実質的なアプローチを回避し、貧困というものを「社会構造のなかでそれが占めている位置との関係で、総体としての社会による——とりわけ社会的支援の制度を介した——制御の道具*instrument de régulation*」とみなす(ibid., p.88)。端的に言えば、「貧困者」は、彼がかかえている一定の実質的な属性(たとえば低所得)ゆえに「貧困」なのではなくて、「貧困者」向けの社会サービスを受けているから「貧困」なのである。これは、「貧困とは何か」という問いに対してある個人がもつ一定の属性でもって回答をあたえようとしても満足な答えが得られないというアポリアを突破するための——そしてラベリング理論のような唯名論的アプローチとも異なる——相関的なアプローチである。

ところが、「貧困者」とそれ以外の人びととの相互依存の関係のあり方は、それぞれの社会によって異なるとともに、ある特定の社会においても歴史の推移に応じて変化していく。ポーガムによれば、1) 経済発展と労働市場の状態、2) 社会的紐帯のあり方、3) 社会的保護のシステムのあり方、という3つの指標において違いを示す、貧困に関する3種類の——M・ヴェーバーのいう意味での——理想型を構成することができるという(表3を参照)。

¹⁹ ジンメルによれば、「個人的な欠乏が貧者をつくるのではなく、欠乏ゆえに扶助を受ける者が、社会学的な概念よりすれば初めて貧者なのである」(Simmel 1992, S.555: 訳, p.100)。加えていえば、ジンメルの貧困論は「排除」をめぐる今日の議論にも豊かな示唆をあたえるものとなっている。それというのも、彼によれば「貧者」は社会の「外部」にいと同時にその「内部」に包摂されているからである。「貧者はなるほどある程度まで集団の外部に位置しているが、しかしこの外部というのは集団との相互作用の特殊なあり方でしかなく、この相互作用は貧者をもっとも広い意味での全体との統一へと織りあわせる」(ebd., S.523: 訳, p.70f.)。貧者は救貧法の対象となるや、たとえば一定の市民的権利や政治的権利を失うことで、そのかぎりにおいては市民社会の外部に排除されることになる。彼はしかし、貧者の救済それ自体ではなく社会全体の「自己保存」(ebd., S.529: 訳, p.76)をこそ究極の目的とする救貧法の救済を受けることによって、社会全体との有機的な関係の内部に置かれるのである。

第1の理想型は、「統合された貧困 la pauvreté intégrée」である。これは、産業化に先立つ伝統的社会や発展途上国に見られる貧困を念頭に置くと理解しやすい。すなわち、この種の貧困層は社会の他の階層から質的に区別される特殊な集団を形成しているわけではなく、むしろ発展の遅れた特定の「地域」の問題としてしばしば理解される。彼らの生活水準はたしかに低い、家族や村落の周りに組織された社会的ネットワークのなかへと緊密に統合されている。国家による近代的な社会的保護のシステムは発展していないが、たとえ失職していたとしても、そうしたネットワークにおけるインフォーマルな経済が提供する支援によって補償を受けることができる。

第2の理想型は、「縁辺的な貧困 la pauvreté marginale」である。これは、第2次世界大戦後の先進資本主義国における高度経済成長時代の貧困に該当する。すなわち、完全雇用が達成されているにもかかわらず生じている「残余的な」貧困であり、アングロサクソン圏では「アンダークラス」、フランスでは「第4世界^{カール・モント}」と呼ばれてきた人びとがこれに該当する。しかし、それはまた、社会保障の発達によって貧困者数の減少を達成した今日の北欧諸国の貧困にもあてはまる。それは、上記の「統合された貧困」とは反対に、社会の周辺部に位置する少数派を形づくっている。彼らは、家族や近隣コミュニティの相互扶助に取って代わった福祉国家による社会的保護の対象となるが、それには彼らの社会的地位の低下とスティグマとがともなっている。

そして第3の理想型が「降格をともなう貧困 la pauvreté diaqualificante」であるが、これは実は、経済的な意味での貧困よりもむしろ、一般に「排除」と呼ばれている現象のほうに対応している。つまり、高度経済成長が終焉し大量失業に直面した時代の先進資本主義国における社会問題が、「降格をともなう貧困」である。ただし、他の2つの理想型とは異なり、「降格をともなう貧困」においては、同一の貧困状態が長くつづくことが重要なのではなく、生活条件が悪化していく過程が問題になる。すなわち、雇用の不安定さは、所得の減少、貧弱な住居、健康状態の悪化、家族や近隣コミュニティとの関係の弱体化といったハンディキャップをも蓄積させていく。しかも、この種の貧困は「縁辺的な貧困」とは違って、社会のなかの多くの人びとが直面しうる問題となっており、それだけに社会全体の統合にとっても深刻な脅威となる (ibid., pp.88-93)。

表3 S・ポーガムによる貧困の3類型

理想型	経済発展と労働市場	社会的紐帯	社会的保護のシステム
統合された貧困	弱い経済成長 インフォーマル経済 隠された失業	家族の連帯の強さ 近隣による保護	保護の対象となる領域の狭さ 最低限所得保証の不在
縁辺的な貧困	準完全雇用状態 少数の失業	家族の連帯は維持されているか、または弱まっている	社会保護システムの普及 最貧困層への最低限所得保証
降格をともなう貧困	失業の著増 職の不安定 参入の困難	失業者と恵まれない人びとのあいだにとくに見られる社会的紐帯の弱体化	最低限所得保証の受給者数の著増、貧困者への支援の展開

出典: Paugam 2005, p.89.

以上、「排除」をめぐる論争に刺激されながら独自の概念的枠組みを組み立ててきたカステルとポーガムの議論を見てきた。両者の概念構成は、1) 経済的貧困だけでなく「社会的紐帯」のあり方にも着目するという点、2) 静態的な「カテゴリー」の組み立てを排して剥奪の過程を重視するという点で、共通している。カステルの「脱-加入」論は「排除」の観念への明確なオルタナティブとして案出されたものであるのに対し、ポーガムは「排除」を「概念-地平」として位置づけ、これをめぐる議論にも目配りしながら独自の理論的枠組みを探求するというふうに、「排除」の観念に対する両者のスタンスには相当な違いがある。それはともかく、冒頭で述べたように本稿では、「排除」の観念へのカステルによる痛烈な批判を考慮に入れつつ、ポーガムの「降格」論のみならずカステルの「脱-加入」論をも、あえて「排除論」または「排除へのアプローチ」として理解しておきたい。なぜなら「排除」とは、特定の理論家によって首尾一貫した仕方で練りあげられた概念または理論ではなくて、むしろときにはその内部に見解の対立すらふくみつつ一定の視角を共有しているような、開かれた一群の分析アプローチの集合として理解するほうが適切だからである。

結 語——排除へのケイパビリティ・アプローチ——

今日の時点からふり返ってみるなら、排除は、第2次世界大戦後の先進資本主義国における福祉国家形成のもとで進行した——U・ベックがいう意味での——「個人化」の流れと、1980年代頃から本格化する資本主義経済のグローバル化とが交差した地点において出現した現象として理解することができる。そして排除とは、エスピン-アンデルセンのいう「福祉レジーム」という視角から見れば（エスピン-アンデルセン 2000）、このレジームを構成している市場（とくに労働市場）、福祉国家のセイフティネット、そして家族による支援という3つの要素との結びつきを個人がしだいに弱体化させていく過程としてとらえることができる。

ベックのいう「個人化」とは、社会の近代化によって諸個人が伝統的な規制やコミュニティ内の関係といった社会関係資本から「解放」される代わりに、貨幣や法や福祉国家のような近代的な諸制度に依存するようになる過程を指す。それは一面では個人の自由の拡大を意味してはいるが、他面では、福祉国家の制度がなんらかの危機に陥ったとき、個人がリスクに対してまさに個人としては無防備になることをも意味している（ベック 1998, p.263）。そして、福祉国家の「危機」を促進し演出したのが、まさしく資本主義経済のグローバル化にほかならなかった。ネオリベラルなグローバル化の論理は、雇用と福祉国家のシステムを有効需要の創出要因としてではなく、むしろもっぱら資本にとってのコスト要因として理解し、その縮小または効率化を要求するようになる²⁰。つまり、「社会的に排除された人びと」とは、経済のグローバル化のもとでのリストラや労働市場の規制緩和のなかで、現代の市場経済社会において自分が果たすべき「機能functioning」を見いだすことができず、市場の論理から見て「余計な」存在になってしまうとともに、そのことへの補償を福祉国家の諸制度

²⁰私自身は、経済のグローバル化を別稿において次のように定義しておいた。「資本主義経済のグローバリゼーションとは、『黄金時代』の終焉に直面した先進国政府、多国籍企業、国際機関が危機克服のために採用した戦略的行為の集積が生みだした過程とみなすことができる。そしてそれは、1980年代以降のネオリベリズムの浸透のもとで、第2次世界大戦後に成立した国際政治経済レジーム（ブレトン・ウッズ体制）と各国におけるケインズ主義的福祉国家のシステム、ならびにそれらを支えた社会的コンセンサスを掘りくずし、政治と社会のネオリベラルな再編成を指向するトランスナショナルなプロジェクトへと結晶した」と。詳しくは、（中村 2002）を参照されたい。

にも親族やコミュニティの相互扶助関係にも訴えることができなくなった人びとであるといえよう。「排除」論の台頭が資本主義市場経済のネオリベラルなグローバル化とそれにとまなう各国の社会の再編過程に並行していたのは、偶然ではない。

バラとラペールが指摘しているように(バラ/ラペール 2005, p.10)、「社会的排除」のアプローチは今日、これをアマルティア・センが採用し、国際労働機関(ILO)や国連開発計画(UNDP)のような国際機関もこれを部分的に活用しはじめるにおよんで、その出生地である西欧の社会を越えて、発展途上国をもふくむグローバルな通用力のある程度まで獲得するにいたっている。センの理論との関連でいえば、福祉 well-being に対する彼のケイパビリティ・アプローチと「社会的排除」のアプローチにはもともと一定の親和性があったといえる。なぜならケイパビリティ・アプローチは「社会的排除」論と同様に、経済的な意味での貧困に視野を限定せず、剥奪の多次元性や関係的側面に着目するからである。

センによれば、各人が所有している所得や財の量だけでなく、彼ないし彼女がそうした所得や財を用いて社会のなかで何をすることができるか(「機能」)が、各人の福祉の水準を決めるうえで重要である。すなわち、取り組むに値すると各人が判断するような社会的行為や活動へと所得や財を実際に転換しうる能力の範囲(ケイパビリティ)が重要なのである。そして、センによれば社会的排除もまた、財の量よりもむしろケイパビリティとの関連で定義することができる。すなわち、排除されている人は、仕事において自分の技量を発揮したり、コミュニティの生活に積極的に参加したりするための適切なケイパビリティを奪われている。しかも、そうした事態は、各人が所有している所得や財の量のみによって左右されるのではなく、各人の健康状態、社会における教育・交通・衛生などのインフラストラクチャー、ひいてはコミュニティにおける人間関係のあり方にも依存している。したがってケイパビリティの有り様は、個々人の資質だけで決まるのではなく、社会が彼ないし彼女に提供することのできるサービスや機会によっても左右される。ここから、社会的排除の概念とセンのアプローチとに共通する政策的含意が導き出される。すなわち、所得保障をするだけでなく人びとのケイパビリティと選択の自由を高めるような、能動的で先を見越した社会保障の必要性である。

センによれば、社会的排除の概念の意義は、これまでの貧困研究や剥奪研究に対してまったく新しい視点を提供したことにあるのではなくて、剥奪のもつ多次元性と関係的な側面とに人びとの注意を向けさせる点にある(Sen 2000, p.45)。したがって彼にとっては、「ケイパビリティの剥奪というよりいっそう広い視座のなかに、社会的排除を埋め込むこと」が重要なのである(ibid., p.46)。そうすることで社会的排除アプローチは、欧州にとどまらず、アジアにおける貧困と剥奪の研究にとっても有意義なものとなる(ibid., p.23ff.)。

社会的排除をケイパビリティの剥奪という視角からとらえるというセンの提案は、今日において支配的な言説の傾向から距離をとるうえで非常に重要であると私は考えている。

別稿において指摘してきた点であるが(中村 2005, p.314ff.)、EUの欧州委員会が用いている「社会的排除」の概念は「通常の労働市場からの排除」に限定されていく傾向を帯びており、そのため「社会的排除」の対概念である「社会的包摂」もまた「労働市場への包摂」を中心に組み立てられている。そうした概念構成の仕方を端的に表現しているのが、「雇用確保力employability」というキーワードである。なるほど、変化が激しくなり要求水準も高くなっている今日の労働市場において就労先を見つけるうえで、「雇用確保力」を高めるような措置は必要不可欠である。そのことは疑いえない。しかし、「雇用確保力」の一面的な強調は、たとえばイギリスにおいて見られるように(ショウ 2005)、労働市場のフレキシブル化と不安定雇用の拡大とを政策的に推進するための触媒として

「雇用確保力」が事実上は位置づけられたり、あるいは就労強制をともなう公的扶助（「^{ワークフェア}勤労福祉」）への傾斜を招いたりする傾向を有している²¹。排除と闘い包摂（または参入）を展望するに際して視野を労働市場と「雇用確保力」に限定することは、排除論が本来有していたはずの多次元性への着目を実は犠牲にしてしまうのである。それはまた、労働市場への参入以前に多くの困難をかかえているか、あるいは通常の労働市場へ参入しうる見込みが現時点では乏しい人びとを置き去りにする虞がある。そればかりではない。完全雇用が困難になっているなかで社会への参入の場をもっぱら労働市場に求めることは、遅かれ早かれ限界に直面するのではないだろうか（宮本 2006, p.40）。

日本において支配的な言説に目を転じるなら、近年における政府の社会福祉関連文書では「自立」または「自立支援」の文字が異様に目立っている。それらの文書を分析した福原宏幸は、その結果を次のようにまとめている。「一方には『自立』を自己責任と自助努力に求める自由主義的な論調が脈々と継続し、他方では『自立』を個人の能力の発揮と自己決定・自律に求める論調が継続している。〔中略〕しかし、現実の福祉行政の現場では、2つの論調の狭間にあつて、『就労支援への収斂』といった傾向を読みとることができる」（福原 2005, p.71）、と。つまり、日本の社会福祉をめぐる議論と実践では、「自立」は往々にして「就労による自活」と同一視されるのである。なるほど日本においても、社会的紐帯の再構築を課題として掲げるいくつかの政府関連文書が出されている²²。ところが、福原によればこれらの文書においても、「『自立』が何よりも重要な目的であり、これを実現する手段として『社会的包摂』があるという理解となっている。いわば、『自立』が上位概念であり、『社会的包摂』はそれを支える下位の観念として理解されている」（同前, p.80）。いずれにせよ、日本の社会福祉をめぐる議論は、「就労自立」または「^{ワークフェア}勤労福祉」に大幅に傾斜したものになっている²³（宮本 2006, p.39）。

センの提言は、「雇用確保力」や「就労による自活」に視野を限定せず、ケイパビリティの拡大という広い視角でもって貧困と排除の問題を考えることへの誘いとしても受けとめることができる。日本において高齢のホームレス生活者や「引きこもっている」若者たちに向き合おうとすると、「就労による自活」よりもむしろケイパビリティの発展をこそ中心に据えるべきではないだろうか。

他方ではしかし、不安定雇用と「^{ワーキング・プア}就労貧困層」の拡大という、アメリカを先行例にして欧州や日本でも浸透しつつある現象は、それらがあくまで労働市場の内部における問題である以上、内／外と

²¹ 宮本太郎は、社会的包摂に際して就労を重視する近年のアプローチを2つに類型化した。

ひとつはアメリカをはじめとする自由主義レジームで進行している「^{ワークフェア}勤労福祉」であり、これは就労促進に際して支援よりも強制を重視するアプローチであるという。もうひとつの類型は北欧諸国において見られる「^{アクティベーション}活性化」である。これは「勤労福祉」とは異なり、就労促進のために援助と指導に重点を置いている（宮本 2006, p.36f.）。ドイツのシュレーダー政権による「ハルツ第IV法」に見られるように、欧州大陸の「保守主義レジーム」においても「勤労福祉」アプローチへの傾斜が強まっている。

²² たとえば、『社会的援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書』（2000年12月）、厚生労働省『地域福祉計画策定指針のあり方について』（2002年1月）などがある。

²³ 社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の報告（2004年12月）は、「自立」を「就労自立」に限定せず、「日常生活における自立」や「社会生活における自立」をもふくむ広い「自立」の理解を提言したが、この報告をふまえて全国の福祉事務所向けに厚生労働省が出した通知は、さしあたって就労支援プログラムを優先した、生活保護受給世帯への自立支援プログラムの策定を自治体に指示している。これに対して布川日佐史は、日常生活支援と社会生活支援を就労のための単なる橋渡しとしてとらえるのではなく、就労支援とならぶ独自の意義をもった施策として位置づけるべきだと提言している（布川 2006）。

いう2分法をどうしてもともなわざるをえない「排除」のアプローチでは的確に表現されえないことも事実である。本稿は、「排除」のアプローチをその身の丈に合うような仕方にとらえなおすためのひとつの試論であった。

【参考文献】

- エスピン-アンデルセン, G. 2000 : 渡辺雅男／渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎 : 市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店。
- 川野英二 2006 : 「フランス郊外暴動と『若者』の叛乱」、『部落解放研究』171号、2006年8月。
- ショウ, E. 2005 : 「ブレア政権・労働市場の柔軟化・イギリスにおける社会民主主義プロジェクト」、山口二郎／宮本太郎／坪郷實編著『ポスト福祉国家とソーシャル・ガバナンス』ミネルヴァ書房。
- 都留民子 2000 : 『フランスの貧困と社会保護 : 参入最低限所得 (RMI) への途とその経験』法律文化社。
- 2002 : 「フランスの『排除』概念 : わが国の社会問題に使用することは可能か」、国立社会保障・人口問題研究所編『海外社会保障研究』141号。
- 中村健吾 2002 : 「グローバリゼーションと地域統合の時代における社会政策の可能性」、社会政策学会編『グローバリゼーションと社会政策』法律文化社。
- 2003 : 「第I編 EU」、小玉徹ほか編『欧米のホームレス問題 (上) : 実態と政策』法律文化社。
- 2005 : 『欧州統合と近代国家の変容 : EUの多次元的ネットワーク・ガバナンス』昭和堂。
- パットナム, R.D. 2001 : 河田潤一訳『哲学する民主主義 : 伝統と改革の市民的構造』NTT出版。
- バラ, A.S./ラペール, F. 2005 : 福原宏幸／中村健吾監訳『グローバル化と社会的排除 : 貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。
- 布川日佐史 2006 : 「生活保護における自立支援の展開の検証」、布川日佐史編著『利用しやすく自立しやすい生活保護自立支援プログラムの活用』山吹書店。
- 福原宏幸 2005 : 「日本における自立支援と社会的包摂 : 社会的困難を抱える人々への支援をめぐって」、大阪市立大学経済学会編『経済学雑誌』106巻2号。
- ベック, U. 1998 : 東廉／伊藤美登里訳『危険社会 : 新しい近代への道』法政大学出版局。
- マーシャル, T.H./ボットモア, T. 1993 : 岩崎信彦／中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級 : 近現代を総括するマニフェスト』法律文化社。
- 宮川公男 2004 : 「ソーシャル・キャピタル論 : 歴史的背景、理論および政策的含意」、宮川公男／大守隆編『ソーシャル・キャピタル : 現代経済社会のガバナンスの基礎』東洋経済新報社。
- 宮本太郎 2006 : 「ポスト福祉国家のガバナンス : 新しい政治対抗」、『思想』岩波書店、983号、2006年3月。
- 連合大阪あいりん地区問題研究会 1998 : 『日雇い労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題』日本労働組合総連合会大阪府連合会。

- Boltanski, Luc/Chiapello, Eve 1999: *Le nouvel esprit du capitalisme*, Gallimard.
- Bourdieu, Pierre (éd.) 1993: *La misère du monde*, Seuil.
- 1998: *Contre-feux: Propos pour servir à la résistance contre l'invasion néo-libérale*, Raison d'agir.
- Byrne, David 2005: *Social Exclusion*, second edition, Open University Press.
- Castel, Robert 1991: De l'indigence à l'exclusion: la désaffiliation, in Jacques Donzelot (éd.), *Face à l'exclusion: Le modèle français*, Esprit.
- 1995: *Les métamorphoses de la question sociale*, Gallimard.
- 2003: *L'insécurité sociale: Qu'est-ce qu'être protégé*, Seuil.
- 2004: Cadrer l'exclusion, in Saül Karsz et al., *L'exclusion, définir pour en finir*, Dunod.
- CES (Conseil économique et social français) 1987: *Grande pauvreté et précarité économique et sociale*. フランス経済社会評議会、都留民子訳「極貧と経済的・社会的不安定」(抄訳)、『白梅学園短期大学紀要』31号。
- Cingolani, Patrick 2006: *La précarité*, 2e édition, PUF.
- d'Alondans, Alban Goguel 2003: *L'Exclusion sociale: Les métamorphoses d'un concept (1960-2000)*, L'Harmattan.
- Demazière, Didier 2003: *Le chômage: Comment peut-on être chômeur?*, Belin.
- European Commission 1992: Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion, Brussels.
- Klanfer, J. 1965: *L'Exclusion sociale: Etude de la marginalité dans les sociétés occidentales*, Bureau de recherches sociales.
- Lamarque, Gilles 1995: *L'exclusion*, PUF.
- Levitas, Ruth 2005: *The Inclusive Society?: Social Exclusion and New Labour*, second edition, Palgrave Macmillan
- Luhmann, Niklas 1995: Inklusion und Exclusion, in: derselbe, *Soziologische Aufklärung, Band 6: Die Soziologie und der Mensch*, Opladen..
- Paugam, Serge 1991: *La disqualification sociale: Essai sur la nouvelle pauvreté*, PUF.
- 1993: *La société française et ses pauvres*, PUF.
- 1996a: Introduction: La constitution d'un paradigme, in Serge Paugam (éd.), *L'Exclusion: L'Etat des savoirs*, Découverte.
- 1996b: Conclusion: Les sciences sociales face à l'exclusion, in Serge Paugam (éd.), *op.cit.*
- 2005: *Les formes élémentaires de la pauvreté*, PUF.
- /Zoyem, Jean-Paul/Charbonnel, Jean-Michel 1993: *Précarité et risque d'exclusion en France*, La Documentation française.
- Room, Graham 1995: Social Quality in Europe: Perspectives on Social Exclusion, in: Wolfgang Beck et al. (eds.), *The Social Quality of Europe*, Bristol.
- Rosanvallon, Pierre 1995: *La nouvelle question sociale: Repenser l'Etat-providence*, Seuil.

- Savignat, Pierre 2001: Concevoir autrement la lutte contre les exclusions: La loi du 29 Juillet 1998, in Claudine Offredi/Gérard Martin (éds.), *Le RMI et après?*, L'Harmattan.
- Sen, Amartya 2000: Social Exclusion: Concept, Application, and Scrutiny, *Social Development Papers*, No.1, Manila (Asian Development Bank).
- Simmel, Georg 1992: *Georg Simmel Gesamtausgabe Band 11: Soziologie*, Frankfurt a.M. ゲオルク・ジンメル著、居安正訳『社会学（下巻）』白水社、1994年。
- Vlenmickx, Koen/Berghman, Jos 2001: Social Exclusion and the Welfare State: an Overview of Conceptual issues and Policy Implications, in: David G. Mayes et al. (eds.), *Social Exclusion and European Policy*, Aldershot.